

農産物流通販売強化対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、山梨県農畜産物販売強化対策協議会(以下「協議会」という。)が、東京都中央卸売市場大田市場において販売戦略の前線基地として、県産農産物の有利販売及び産地育成を図ることを目的に行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。その補助金の交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年6月20日山梨県規則第25号、以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助金交付の対象となる事業内容、経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする協議会は、規則第4条の規定により、県が別に定める期日までに補助金交付申請書(第1号様式)を山梨県知事(以下「知事」という。)に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書(第2号様式)を協議会に通知するものとする。
なお、当該申請に係る書類の審査を行うにあたり、必要に応じて現地調査等を行うものとする。

(補助金交付の条件)

第5条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) この補助金は、補助対象事業以外に使用してはならない。
- (2) 補助事業に要する経費及び内容等を変更(中止、廃止)する場合は、事業内容変更(中止、廃止)承認申請書(第3号様式)により、知事の承認を受けなければならない。ただし、各区分相互間におけるいずれか低い事業経費の20%以内の経費配分の変更であって補助金額に変更を生じない場合、又は、事業目的の達成に支障をきたさない計画の細部の変更であって補助金の増額を生じない場合については、この限りでない。

(補助金交付の方法)

第6条 補助金交付の方法は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払いをすることができる。

- 2 前項の規定により、概算払いを受けようとする場合は、概算払い請求書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告書の提出)

第7条 協議会は、当該事業が完了したときは、規則第12条の規定により、補助事業完了の日若しくは、廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は、交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けた場合においては、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(書類の保管)

第9条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

附則 この要綱は、平成16年6月24日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
ブランド山梨・販売強化対策事業費補助金交付要綱は廃止する。

附則 この要綱は、平成19年7月2日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

別表

事業内容	補助対象経費	補助率
山梨県農産物インフォメーションセンター運営費	旅費 需用費 役務費 委託料 使用料及び賃借料 負担金、補助金及び交付金	補助対象事業費の1/2以内